

委 員 会 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人麴町法人会定款第33条に規定する委員会運営について定めることを目的とする。

(委員会の機能)

第2条 委員会は、事業活動の方針・計画等について審議し、提案・答申を行うとともに、理事会から付託された事項を決議・執行する。

(委員会の種類)

第3条 常設の委員会として次の委員会を置く。

1. 総務委員会
2. 組織委員会
3. 税制委員会
4. 広報委員会
5. 公益事業委員会
6. 厚生委員会
7. 交流委員会

2 必要に応じ、理事会の承認を得て臨時の委員会を置くことができる。

(委員の構成)

第4条 常設委員会の委員定数はそれぞれ20名以内とし、委員の構成に当たっては、適正な地区配分等に留意する。

2 臨時の委員会の委員については、その都度定める。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長2名以内を置く。

2 委員長は、所属委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障ある時はその職務を代行する。

(委員の資格)

第6条 委員は、会員資格を有する者の中から地区会で選出し、理事会の推薦を経て会長がこれを委嘱する。

2 委員長は、理事以上の職にある者とする。

(委員の選任)

第7条 委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 副委員長は、委員の互選による。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、任期満了前であっても、会員の資格を失ったときは退任するものとする。

3 前項及びその他の理由により、任期満了前に退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、任期満了の場合においても、後任者が選任されるまでの間はその任務を行うものとする。

る。

(委員の代理)

第9条 常設委員会に委員本人が出席できない場合は、委員長の承認を得ることにより代理出席を認めることができる。

(委員会の招集)

第10条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(委員会の定足数)

第11条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

(委員会の議事)

第12条 委員会の議長は、委員長とする。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(決議事項の報告)

第13条 委員会の議事については議事録を作成し、委員長は重要事項については会長に報告するものとする。

(小委員会)

第14条 委員会は、審議の充実に資するため、その議決に基づき小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員長の指名する若干名をもって構成する。

3 小委員には、必要に応じ、委員長の指名する有識者を充てることができる。

4 小委員会の審議結果については、委員会に報告しなければならない。

第2章 分掌事項

(総務委員会)

第15条 総務委員会においては、次の事項を分掌する。

1. 諸規程の作成に関すること
2. 主要な行事の開催に関すること
3. 経理及び予算に関すること
4. 事務局に関すること
5. 他の委員会の所掌に属さない事項

(組織委員会)

第16条 組織委員会においては、次の事項を分掌する。

1. 会員増強活動の企画・実施に関すること
2. 組織強化活動の企画・実施に関すること

(税制委員会)

第17条 税制委員会においては、次の事項を分掌する。

1. 税務研修会等の企画・実施に関すること。
2. 税制及び税務行政に対する陳情に関すること

(広報委員会)

第18条 広報委員会においては、次の事項を分掌する。

1. 広報活動の企画・実施に関すること
2. 情報誌「koujimachi」の編集企画及び発行に関すること

(公益事業委員会)

第 19 条 公益事業委員会においては、次の事項を分掌する。

1. 地域企業の健全な発展に関する研修活動の企画・実施に関すること
2. 社会貢献活動に関すること

(厚生委員会)

第 20 条 厚生委員会においては、次の事項を分掌する。

1. 会員に対する福利厚生事業の企画・実施に関すること
2. 事務局職員の福利厚生に関すること

(交流委員会)

第 21 条 交流委員会においては、次の事項を分掌する。

1. 会員同士の交流会の企画・実施に関すること
2. 地域企業の交流を含め、雇用面で国や地域に貢献できるよう努めること

(臨時の委員会)

第 22 条 臨時の委員会の分掌事項については、その都度定める。

第 2 章 そ の 他

(規程の改廃)

第 23 条 この規程を改正または廃止するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は令和 6 年 3 月 19 日より施行する。